平成26年度 特別支援学校機能強化モデル事業 成果報告 (1)特別支援学校のセンター的機能充実事業

四什么	畑士松女禾昌人
団体名	 堺市教育委員会

【事業概要】

1. 事業実施前の現状と課題

事業実施前は、小・中学校や幼稚園の教員の発達障害や知的障害のある児童生徒への理解や対応について、各学校園の教員が自身の経験や独自の取組で対応していた。専門的な知見からの指導・助言を継続して受けることが難しく、アセスメントによる障害の状態を把握した取組や、計画的で一貫した取組が難しいことがあった。

また近年、特別支援学級へ入級する幼児児童生徒が増加するとともに、障害の重度化や多様化が進行している状況がある。特別支援学校から小学校へ転入する事例もあり、地域での特別支援教育の充実が求められている。このような状況から、支援学級の設置をより障害種別に応じるように推進し、子ども一人ひとりの障害の状態に応じた専門的な指導の充実を図ることが課題である。

そのために、本市では外部から専門家の活用する事業として、「発達障害児等巡回相談事業」「特別支援教育専門家チーム設置事業」を行うとともに、平成21年度より本事業を「自立活動アドバイザー派遣事業」として、支援学校のセンター的機能による地域支援を行ってきた。この「自立活動アドバイザー派遣事業」は、発音や身体の動きといった課題のある幼児児童生徒を対象として、言語聴覚士(ST)や作業療法士(OT)、臨床心理士の各専門家を派遣している。事業実施上の課題として、言語や動作に課題のある幼児児童生徒の障害の状態を支援学級担任等が的確に把握し、本事業を依頼するまでに至ることが少ないことや、派遣するST、OT、臨床心理士の専門性と学校現場における指導との関連が分かりにくいこと等から、幼児児童生徒の困難な状況に比べて、相談件数は少ないことが課題であった。

また、本市全体の特別支援教育充実のため、市立支援学校、府立支援学校による支援学校間のネットワークの形成と支援学校による地域別・機能別の役割分担も行っている。本市内には、市立知的障害支援学校(小学部・中学部を設置) 2 校、府立聴覚障害支援学校、府立知的障害支援学校(高等部のみ設置)、府立肢体不自由支援学校が設置されている他、本市を通学区域とする府立視覚支援学校、府立病弱支援学校もある。府教委もまた「支援教育地域支援整備事業」として、支援学校による地域支援を推進しており、その一環として、本市を含む広域の市町村を「泉北ブロック」として、先に挙げた府立支援学校による地域支援が行われている。この府立支援学校による地域支援の取組については、対象の障害種別や状態像が分かりにくく、幼児児童生徒の困難の実態に応じて支援を依頼することが難しいという課題や、申請方法が各支援学校によって異なるため、幼稚園・小・中学校にとっては利用しにくいという課題があった。

2. 事業を通じて得られた成果と課題

指定校(支援学校)においては、専門性向上のため、初任者や異動者、特別支援教育の経験が少ない教員を対象に、「基本研修」を年間10回程度実施している。また、全体研修、教科別研修等を実施し、専門性の向上を図っている。本事業に関しては、地域支援を担う「支援部」を組織し、ベテラン教員と若手教員が専門家とともに地域支援を行い、実地にて助言・指導について学ぶ機会を設け、専門性の向上や継承を行っている。また、本事業実施後に、専門家からの指導助言の内容を書面にまとめ、支援学校全体で共通理解を図りながら取り組んでいる。このような取組により、実施に直接携わる教員だけでなく、児童生徒の指導を行う教員の専門性を向上させながら事業を進めていることができた。

また、専門家を校内支援として、支援学校在籍児童生徒の実態把握や指導方法等の改善に関する 指導・助言に活用することにより、支援学校教員の専門性向上に役立っている。上記「基本研修」 や全体研修、教科別研修等の校内研修へも専門家の知見を活かすことにより、校内研修の内容をよ り高めることができている。

市立支援学校、府立支援学校による支援学校間のネットワークと支援学校による地域別・機能別の役割分担については、平成26年7月に府立支援学校2校(知的障害校)、市立支援学校2校(知的障害校)と市教委が、本市における支援学校間の支援連携に関する会議を行った。会議において、支援学校間の支援の在り方や、市立小・中学校への合同教育相談会実施について協議を行い、連携の充実を図った。また、府教委による「支援学校地域支援整備事業」の一環として、これまで堺市内の府立支援学校が市立小中学校より個別に受けていた教育相談を、これからは市教委がまとめ、各府立支援学校へ依頼する手順へ改善を図ることとした。これは、これまで府立支援学校が小・中学校より個別に相談を受け、個々の児童生徒への指導の改善が図られた一方、学校全体に特別支援教育に関する指導や意識の高まりを広げることが難しかったことや、市教委との連携を図ることなく実施されていた実態があったためである。これらの反省から、平成27年2月に関係府立支援学校より「教育相談票」「研修依頼票」の様式が示された。小・中学校から市教委への申請、市教委から府立支援学校への申請等の手順や、校内委員会で十分検討を行い、相談内容の焦点化する手順等が示された。3月に市教育委員会より各学校園へ周知した。

課題となっていた幼稚園・小・中学校の管理職や支援学級担任等に対する「自立活動アドバイザー派遣事業」の周知に関しては、対象となる幼児児童生徒の障害の状態を明確にすることで、専門家による指導・助言の必要性を認識しやすくし、申請に至るように要項や方法を改善した。また、小・中学校の特別支援教育の中核となる教員の育成にあたって、対象となる幼児児童生徒の状態に応じて、本事業を含む外部の専門家の活用を図ることができるよう研修を行った。その結果、地域支援の回数が平成25年度の24回に比べ、今年度は54回と大幅な改善がみられた。本事業の推進により、発達障害や知的障害についての理解と、アセスメントに基づく指導・支援の成果が具体的かつ見える形で実践されるようになってきている。

3. 解決策(次年度の取組等)

支援学校へ専門家を派遣することにより、支援学校の教員の専門性の向上を支援学校全体の専門性向上へつなげ、センター的機能を高める。専門家を伴わなくても充実した地域支援ができるように、支援学校での研修の充実、地域支援を担う人材を育成するための組織の改善、実地で地域支援の実施方法を学ぶことができる体制の改善等を継続して行っていく。

また、専門家による指導・助言、相談後の対応が対象校で独自に行なわれており、事後指導(フォローアップ)が十分に行われていない現状がある。指導や環境設定をよりよいものにしたり、必要な改善策を適時講じられたりできるように、事後にフォローアップを行い、相談や助言の機会を設け、助言内容が一層効果的に実施されるようにすることが必要である。

また、小・中学校の地域支援の要請をさらに増やし、より多くの幼児児童生徒の課題に対応するため、周知方法を見直していくとともに、児童生徒の困難な状況を発見、支援するため、指導にあたる教員に対する研修を継続して行っていきたい。

【推進地域及び指定校一覧】

推進地域	指定校	
堺市	1	堺市立百舌鳥支援学校
 秋山	2	堺市立上神谷支援学校